

「特別養護老人ホーム成実園」重要事項説明書 (介護予防・短期入所生活介護)

当施設は介護保険の指定を受けています。
和歌山県指定 第3072400181号

当施設ではご契約者に対して（介護予防）短期入所生活介護サービスを提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

◇◆目次◆◇

1. 経営主体	2
2. ご利用施設	2
3. 居室の概要	2
4. 職員の配置状況	3
5. 介護保険の給付対象となるサービス	3
6. 介護保険の給付対象とならないサービス	4
7. サービス利用料	4
8. 市町村が行う特別な制度	5
9. 医療及び緊急時の対応	5
10. 事故発生時の対応	6
11. 虐待の防止について	6
12. 身体拘束の禁止	6
13. 非常災害対策	6
14. 守秘義務に関する対策	6
15. 利用者の尊厳	6
16. 苦情の受付	6
17. 利用される時に必要なものについて	7
18. 提供されるサービスの第三者評価の実施状況	7

1 経営主体

法人名： 社会福祉法人 南紀白浜福祉会
法人所在地： 和歌山県西牟婁郡白浜町富田1703番地
電話番号： 0739-45-2222
FAX番号： 0739-45-0708
代表者氏名： 理事長 杉若 俊樹
設立年月日： 昭和63年 8月 1日

2 ご利用施設

施設の種 類： 併設型短期入所生活介護施設
施設の目的： (介護予防) 短期入所生活介護サービスを提供する
施設の名称： 特別養護老人ホーム 成実園
施設の所在地： 和歌山県西牟婁郡白浜町富田1371-1番地
電話番号： 0739-45-2790
FAX番号： 0739-45-2768
施設長氏名： 施設長 竹中 義則
開設年月日： 平成 9年 5月21日
入所定員： 10人
施設運営方針： 利用者の日常生活介護・介助に万全を期し、医療・健康管理につとめ、安心して生活できるよう努力すると共に、利用者の友人、知己の方々に気軽にご来園いただけるよう、地域との繋がりを大切に心がける。

3 居室の概要

当施設では以下の居室・設備をご用意しています。

居室・設備の種類	室 数	備 考
個室（1人部屋）	14室	多床室と利用料金が異なります
2人部屋	2室	
4人部屋	13室	
合 計	29室	
食 堂	2室	
機能訓練室	1室	
浴 室	2室	一般浴室、特殊浴室
医 務 室	1室	
静 養 室	1室	

*ご契約者の心身の状態により居室を変更する場合があります。

4 職員の配置状況

当施設では、ご契約者に対して短期入所生活介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。（職員の配置状況については、指定基準を厳守しています。）

職種	職員数	常勤換算	指定基準
1 施設長（管理者）	1	1.0	1（常勤）
2 生活相談員	1	1.0	1（常勤）
3 介護職員	23	22.1	看護員含めて 21.8以上
4 看護職員	5	3.8	3
5 機能訓練指導員	1	0.1	1
6 介護支援専門員	2	2.0	1（常勤）
7 医師（嘱託）	1	0.1	必要数
8 管理栄養士又は栄養士	1	1.0	1

〈主な職種の勤務体制〉

職種	勤務体制		
1 医師（嘱託）	月曜日（月1回）	12:30	～ 14:00
2 介護職員	早朝	7:00	～ 16:00 2名
		7:30	～ 16:30 1名
		8:30	～ 17:30 1名
	日中	9:00	～ 18:00 2名
		9:30	～ 18:30 2名
	夜間	16:30	～ 翌9:30 3名
3 看護職員	早朝	8:30	～ 17:30 2名
	日中	9:30	～ 18:30 1名

* 上記は時間帯における最低配置人員です、緊急時にはその都度対応します。

* 常勤換算：職員の勤務時間総数を当施設の所定勤務時間数で除した数です。

5 介護保険の給付対象となるサービス

以下のサービスについては介護保険の給付対象となります。

①介護

食事、入浴、排泄等の介助、おむつ交換、整容等の介護を行います。

②入浴

週に2回以上入浴していただけます。ただし、状態に応じて清拭となる場合があります。

また、寝たきりの方については機械浴槽にて入浴していただけます。

③生活リハビリ

ご契約者には、心身の状況に応じ、日常生活を送るのに必要な機能の回復、またはその減退を防止するための機能訓練として生活リハビリを行っていただきます。

④生活相談

常勤の生活相談員に介護以外の日常生活に関することも含め相談できます。

⑤健康管理

当施設では毎日の検温、血圧測定その他、看護職員が健康維持に関する服薬管理を行います。
また、夜間の容態急変にも対応します。

⑥送迎

専用車両にて、ご自宅まで送迎します。

6 介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

＊食事・居住の提供に関しましては、ご契約者の世帯所得によって介護保険制度による補足給付（特定入所者サービス費）の対象となる場合があります。

①食事の提供

当施設では栄養士の立てる献立表により、ご契約者の身体の状態、栄養並びに嗜好を考慮した食事を提供します。（ご契約者の自立支援のため、離床し食堂での食事を原則としています。）

食事時間… 朝食 7：00～ 昼食 11：30～ 夕食 17：00～

②特別な食事

ご契約者のご希望に基づいて特別な食事を提供します。

③居住の提供

心身の状態に応じたお部屋をご用意いたします。

④理美容サービス

理容師の出張による理容サービスをご利用いただけます。

⑤レクリエーション、クラブ活動

ご契約者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

⑥特別に必要な諸費用実費

ご契約者の習慣・嗜好品等で個人負担が適当である場合にいただきます。

⑦貴重品の管理

ご契約者の貴重品（各種保険証、財布等）は当施設の金庫にて厳重に保管いたします。

⑧ご自宅と当施設間以外の送迎

医療機関への送迎や他施設への送迎は介護保険の給付対象外になります。

ご希望の際は1840円の送迎費用をいただきます。

7 サービス利用料

サービス利用料金（自己負担額）は、介護保険負担割合証、要介護度や補足給付（特定入所者サービス費）の段階及び 社会福祉法人等利用者負担軽減対象確認証の有無によって異なりますので、別紙1をご参照下さい。

2. 料金改定について

①介護保険関連諸法令に改正があった場合、その内応に応じた金額に変更します。

※平成24年4月より当事業所は、介護職員処遇改善加算適用施設になります。

②契約者の要介護区分に変更があった場合、その認定日より新しい区分の金額を頂きます。

③契約者の負担限度額に変更があった場合、その認定日より新しい段階の金額を頂きます。

④諸物価の高騰や災害等のやむを得ない経済変化が起こった場合、契約者及び扶養者の同意を得た上で、介護保険対象外料金を相当な金額に変更することがあります。

8 市町村が行う特別な制度

①高額介護サービス費

同月中に利用した介護保険サービスの料金が、一定金額を超えた場合に市町村から送られてきた書類で申請を行うと、支払った金額に応じた補助を受けることが出来ます。（領収書は半年程度は保管して置いてください、申請時に必要となります。）

②介護保険負担限度額認定（食費・居住費）

サービスを利用する前に介護保険負担限度額認定の申請を市町村の介護保険係に行っておけば所得状況に応じて食費・居住費に関する補足給付（特定入所者サービス費）を介護保険制度から受けられる場合があります。

9 医療及び緊急時の対応

（１） 日常の医療について

当施設では嘱託医師に次の医療サービスを委託しております。

- ① 健康管理を目的とした診察等
 - ② 既往の疾患に対する対症療法等
 - ③ 既往の疾患に対する内服処方や服薬内容の調整等
- ＊嘱託医師は原則として夜間勤務を行いません。

（２） 積極的治療について

当施設には医療機関のような高度管理医療機器等は設置しておりません。

積極的治療を希望・必要とする場合は、次の協力医療機関において診察や入院治療を受ける事ができます。（当該医療機関での優先的な診察や入院治療を保証するものではありません。また、当該医療機関での診察・入院治療を義務付けるものでもありません。）

（３） 緊急医療について

緊急医療を必要とする場合は、救急車にて病院へ緊急搬送を行います。また、個人情報提供同意書に記載された緊急連絡先に連絡します。また、関係機関への連絡を行う場合もあります。

医療機関の名称	白浜はまゆう病院	TEL 0739-43-6200
所在地	和歌山県西牟婁郡白浜町1447	
診療科	総合病院	

医療機関の名称	あけぼの歯科	TEL 0739-34-5118
所在地	和歌山県田辺市あけぼの21-7 あけぼのビル108号	
診療科	歯科・訪問歯科	

10 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合には、ご家族、市町村、関係医療機関等への連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。

1 1 虐待の防止について

当施設は、利用者等の人権の擁護及び虐待防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ① 虐待防止に関する責任者を選定しています。
虐待防止に関する専任者 施設長 竹中 義則
- ② 成年後見制度の利用を支援します。
- ③ 虐待等に関する苦情解決体制を整備します。
- ④ 従業者に対する虐待防止を啓発や普及するための研修を実施しています。

1 2 身体拘束の禁止

原則として、利用者の自由を制限するような身体拘束を行わないことを約束します。

ただし、緊急やむを得ない理由により拘束をせざるを得ない場合には事前に利用者及びその家族へ十分な説明をし、同意を得るとともに、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します。

1 3 非常災害対策

事業者は、非常災害その他緊急の事態に備え、必要な設備を備えるとともに、常に関係機関と連絡を密にし、とるべき措置についてあらかじめ消防計画を作成し、消防計画に基づき、年2回利用者及び従業者等の訓練を行います。

1 4 守秘義務に関する対策

事業者及び従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保守します。

また、退職後においてもこれらの秘密を保守すべき旨を、従業者との雇用契約の内容としています。

1 5 利用者の尊厳

利用者の人権・プライバシー保護のため業務マニュアルを作成し、従業者教育を行います。

1 6 苦情の受付（契約書第10条参照）

- ① サービスに関する苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

苦情受付窓口（担当者） 生活相談員 橋本 輝

受付時間 毎週月曜日～金曜日の午前8時30分～午後5時30分

- ②行政機関その他の苦情受付機関

白浜町介護相談員	所在地 白浜町1600 電話番号（代表）0739-43-5555 F A X 番号 0739-43-5353 受付時間 午前9：00～午後5：00（月～金曜日）
----------	--

白浜町社会福祉協議会	所在地 電話番号 受付時間	白浜町十九淵 2 7 4 - 1 0739-45-2711 F A X 番号 0739-45-2777 午前 8 : 3 0 ~ 午後 5 : 3 0 (月 ~ 金曜日)
白浜町役場 民生課 介護保険係	所在地 電話番号 受付時間	白浜町 1 6 0 0 0739-43-6593 F A X 番号 0739-43-5353 午前 9 : 0 0 ~ 午後 5 : 0 0 (月 ~ 金曜日)
田辺市役所 やすらぎ対策課 介護保険係	所在地 電話番号 受付時間	田辺市高雄一丁目 2 3 番 1 号 0739-26-4931 F A X 番号 0739-25-3994 午前 9 : 0 0 ~ 午後 5 : 0 0 (月 ~ 金曜日)
上富田町役場 環境保健課 介護保険担当	所在地 電話番号 受付時間	上富田町朝来 7 6 3 0739-34-2372 F A X 番号 0739-47-4005 午前 9 : 0 0 ~ 午後 5 : 0 0 (月 ~ 金曜日)
すさみ町役場 環境保健課 介護保険係	所在地 電話番号 受付時間	すさみ町周参見 4 0 8 9 0739-55-4803 F A X 番号 0739-55-4810 午前 9 : 0 0 ~ 午後 5 : 0 0 (月 ~ 金曜日)
和歌山県運営適正化委員会	所在地 電話番号 受付時間	和歌山市手平 2-1-2 和歌山ビック愛 7 F 073-435-5527 F A X 番号 073-435-5584 午前 9 : 0 0 ~ 午後 5 : 3 0 (月 ~ 金曜日)
和歌山県国民健康保険団体 連合会 介護保険課	所在地 電話番号 受付時間	和歌山市吹上 2-1-22 日赤会館内 073-427-4662 午前 8 : 3 0 ~ 午後 5 : 3 0 (月 ~ 金曜日)

1 7 利用される時に必要なもの

利用される際には、下記の準備をお願いします。

- ①各種保険証（各種健康保険、介護保険証・負担限度額認定証）
 - ②衣類（肌着、パジャマ上下、下着類 靴下 季節により上に羽織るもの）
 - ③現在服用・使用されている薬・薬品
- なお、危険物の持ち込みは禁じます。（果物ナイフ・はさみなど）

＊ ご不明な点がございましたら、お気軽に担当職員にお尋ね下さい

1 8 提供されるサービスの第三者評価の実施状況

第三者評価は現在実施しておりません。

令和 年 月 日

(介護予防) 短期入所生活介護サービスの提供開始にあたり、重要事項説明書を交付し、その内容について説明を行いました。

特別養護老人ホーム 成実園

説明者職名 生活相談員 氏名 橋本 輝 印

私は、事業所から重要事項説明書の交付と説明を受け、その内容を理解した上で、
(介護予防) 短期入所生活介護サービスの提供開始に同意しました。

ご契約者 住所

氏名 印

(保証人) 住所

氏名 印

*この重要事項説明書は、厚生省令第39号（平成11年3月31日）第4条の規定に基づき、 入所申込者又はその家族への重要事項説明のために作成したものです。

(介護予防) 短期入所生活介護サービス料金表【併設型・空床型】

1. 介護保険を利用するサービス（高額介護サービス費の対象になる料金）

（下記料金は、介護保険負担割合証に記載された利用者負担の割合が1割の方の料金です）

① （介護予防）短期入所生活介護費【併設型・空床型】

利用料金：契約者の要介護区分及びご利用する居室の種類によって異なります。

要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
4 5 1 円	5 6 1 円	6 0 3 円	6 7 2 円	7 4 5 円	8 1 5 円	8 8 4 円

*連続して30日を超えてご利用する場合、以降は1日につき30円減額します。

② 送迎加算

施設からご自宅まで送迎いたします、送迎可能な日時にご相談下さい。

利用料金：片道 1 8 4 円

③ 機能訓練体制加算

機能訓練指導員を配置している場合に加算されます。

利用料金：1 日 1 2 円

④ サービス提供体制強化加算

介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が一定数以上の場合。

I：80%以上の場合。 利用料金：1 日 2 2 円

II：60%以上の場合。 利用料金：1 日 1 8 円

III：50%以上の場合。 利用料金：1 日 6 円

⑤ 夜勤職員配置加算（介護予防は含みません）

夜間帯での時間に介護職員及び看護職員の配置人数が基準よりも多く配置している場合。

利用料金：1 日 1 3 円

⑥ 緊急短期入所受入加算（介護予防は含みません）

緊急にご利用する場合に加算されます。（7日（やむを得ない場合14日）を限度とします）

利用料金：1 日 9 0 円

⑦ 介護職員等処遇改善加算 I

月中に利用した合計単位数（金額）に14.0%が加算されます。小数点以下の端数は四捨五入されます。

2. 介護保険を利用しないサービス（高額介護サービス費の対象にならない料金）

① 食事の提供

利用料金：契約者の負担限度額によって異なります。

〈食費内訳〉第4段階	朝食	4 0 0 円	昼食	6 0 0 円	夕食	6 0 0 円
その他の段階	朝食	4 0 0 円	昼食	5 2 5 円	夕食	5 2 0 円

* 1日の食事代が下記の負担額を越えることはありません。

	第1段階	第2段階	第3段階（1）	第3段階（2）	第4段階
1日の負担上限額	300円	600円	1,000円	1,300円	1,600円

②特別な食事

利用料金：要した費用の実費

③居住の提供

個室料金	第1段階	第2段階	第3段階（1）	第3段階（2）	第4段階
1日あたり	380円	480円	880円	880円	1,231円
多床室料金	第1段階	第2段階	第3段階（1）	第3段階（2）	第4段階
1日あたり	0円	430円	430円	430円	915円

④理美容サービス

利用料金：1回 2,500円

⑤電気製品使用料

暖房器具やテレビ、充電器等の電化製品を持ち込みで使用された場合

利用料金：1日 10円

⑥テレビレンタルサービス

ご希望によりテレビの貸し出しをいたします

利用料金：1日 50円（電気料金1日10円含む）

⑦特別に必要となる諸費用実費

利用料金：要した費用の実費

3. 社会福祉法人等による利用者負担軽減制度について

当園が提供する介護サービスは社会福祉法人等による利用者負担軽減制度の対象となりますので、制度の内容や条件につきましては市町村担当課にご相談下さい。

* この料金表の金額は令和 7年 4月 1日現在のものです。